

令和7年度 総合評価落札方式【業務】 評価項目等の見直し概要 (青森県県土整備部 令和7年7月改訂)

令和7年7月1日以降入札公告を行う業務から、総合評価落札方式に関する運用の手引きについて、下記のとおり一部見直しを行い、品質確保の推進を図ります。

品質確保の推進

(1) 「簡易型Ⅰ」の価格と技術評価のウェイトを変更

比較的難易度の高い業務を対象とする「簡易型Ⅰ」について、技術評価を重視し、従来の配点ウェイト1：1から1：1.5に変更します。

	見直し前			見直し後		
	価格評価点	技術評価点	ウェイト	価格評価点	技術評価点	ウェイト
標準型	30	60	1：2	30	60	1：2
簡易型Ⅰ	60	60	1：1	40	60	1：1.5
簡易型Ⅱ	60	60	1：1	60	60	1：1

(2) 評価項目における配点を細分化

- ・成績評定の企業評価を（5段階→7段階）
- ・実施方針「業務理解度・実施手順」の評価を（3段階→5段階）

に細分化し、技術点における競争性の向上を図ります。

低入札の抑制

(3) 業務成績評定平均点の算定方法を変更（予定）

企業の成績評定平均点の算出時において、前年度の低入札価格調査制度による調査対象業務となった件数に応じて1件につき0.5点減点調整します。

※運用は次年度の改定となる令和8年7月1日以降の入札公告からを予定しています。